

新型コロナウイルス感染症に伴う 傷病手当金を支給します

対象者 次のいずれにも該当する方
▽青梅市国民健康保険または後期高齢者医療保険に加入している方
▽給与等の支払いを受けている方
▽新型コロナウイルス感染症に感染、または発熱等の症状があり感染が疑われた場合に、療養のため労務に服することができない方
支給期間 労務に服することができなくなった日から起算して、3日を経過した日から労務に服することができない期間
支給額 1日当たりの支給額(直近の継続した3カ月間の給与収入の合計額を就労日数で除した金額)×3分の2×日数支給対象となる日数)
※1日当たりの支給額は、上限があります。また、給与等の全部または一部を受け取ることができない場合は、支給額が調整されたり、支給されない場合があります。

入している方：郵送で都広域連合へ
※申請には医師の意見書や事業主の証明が必要で、状況により提出書類等が異なりますので、事前にお問い合わせください。

国民健康保険加入者へ
ジエネリック医薬品差額通知書を送付します
市では、国民健康保険に加入している方を対象にジエネリック医薬品差額通知書を送付します。この通知はジエネリック医薬品に切り替えた場合に発生する自己負担額の差額の一例を記載したものです。
対象となる方は、薬の処方を受けており、ジエネリック医薬品へ切り替えることにより、薬代の自己負担額を一定金額以上軽減できると見込まれる方です。

国民年金の付加年金を利用して
老齢基礎年金を増やしませんか？
国民年金には、将来受ける老齢基礎年金を増やしたい方のために、付加年金の制度があります。
国民年金の定額保険料に加えて付加保険料(月額400円)を納めると、老齢基礎年金額に上乗せして支給されます。

上乗せされる付加年金の計算式は付加保険料納付月数×200円
★例：付加保険料(400円)を10年(120月)納付した場合
▽納めた付加保険料総額：400円×10年(120月)＝4万8千円
▽毎年受け取れる付加年金額：200円×10年(120月)＝2万4千円
年2万4千円の付加年金が老齢基礎年金の年金額に上乗せされて支給されます。国民年金を受け取り始めて2年を越え、納めた付加保険料総額を上回る計算になります。

問い合わせ
▽国民健康保険に加入している方：保険年金課係
▽後期高齢者医療保険に加入している方：都広域連合「お問合わせセンター」0570-086-519、市保険年金課後期高齢者医療係

問い合わせ
▽先発医薬品に比べ安価で経済的です。薬代の自己負担の軽減になります。
希望する場合は、医師・薬剤師へご相談ください。

問い合わせ 保険年金課係
▽国民健康保険税：保険年金課資格課係
▽後期高齢者医療保険料：保険年金課後期高齢者医療係

**新型コロナウイルス感染症の影響による
国民健康保険税・後期高齢者医療保険料の減免**
対象の世帯 次のいずれかに該当すること
①新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡し、または重篤な傷病を負った世帯
②新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の収入の減少が見込まれ、次の(1)～(3)に該当する世帯
世帯の主たる生計維持者について、(1)事業収入や給与収入など、種類ごとに見た収入のいずれかが、前年に比べて10分の3以上減少する見込みであること
(2)前年の合計所得金額が1千万円以下であること
(3)収入減少が見込まれる種類の所得以外の前年の合計所得金額が400万円以下であること
減免額 ①に該当：全額
免除②に該当：表1の減免対象保険税(料)額に表2の減免割合をかけた金額
※主たる生計維持者の事業等の廃止や失業の場合、前年の合計所得金額にかかわらず、表

1で算出した減免対象保険税(料)額の全額が免除されます。
対象となる保険税(料)
令和元年度分・2年度分の保険税(料)で、▽普通徴収：令和2年2月1日～3年3月31日に納期限が到来するもの▽特別徴収：令和2年2月1日～3年3月31日に特別徴収対象の年金給付の支払い日が設定されているものが対象
申請方法 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、郵送で保険年金課へ
※持参も可
※必要書類等は、市ホームページ(記事ID：19387)参照またはお問い合わせください。

問い合わせ
▽国民健康保険税：保険年金課資格課係
▽後期高齢者医療保険料：保険年金課後期高齢者医療係



表1 減免対象保険税(料)額の計算式
減免対象保険税(料)額=A×B÷C
A：世帯の被保険者全員について算定した保険税(料)額
B：世帯の主たる生計維持者の減少が見込まれる収入にかかる前年の所得金額
C：主たる生計維持者および世帯の被保険者全員の前年の合計所得金額

表2 減免割合

前年の合計所得金額	減免割合
300万円以下	全額
400万円以下	10分の8
550万円以下	10分の6
750万円以下	10分の4
1千万円以下	10分の2

表1 令和2年度の税率等・課税限度額

区分	令和2年度	令和元年度	引き上げ率・額	(参考)都標準税率	
医療分	所得割	5.80%	5.70%	0.10%	6.67%
	被保険者均等割	29,900円	26,600円	3,300円	38,928円
	課税限度額	630,000円	610,000円	20,000円	630,000円
支援金分	所得割	1.85%	1.80%	0.05%	2.46%
	被保険者均等割	10,200円	9,600円	600円	14,079円
	課税限度額	190,000円	190,000円	据え置き	190,000円
介護分	所得割	1.65%	1.65%	据え置き	2.25%
	被保険者均等割	10,500円	9,800円	700円	16,543円
	課税限度額	170,000円	160,000円	10,000円	170,000円

表2 減額対象世帯

減額割合	令和2年度	令和元年度
7割軽減	変更なし	世帯全体の所得が33万円以下
5割軽減	世帯全体の所得が33万円+(国保加入者数+特定同一世帯所属者数)×2.8万5千円以下	世帯全体の所得が33万円+(国保加入者数+特定同一世帯所属者数)×2.8万円以下
2割軽減	世帯全体の所得が33万円+(国保加入者数+特定同一世帯所属者数)×5.2万円以下	世帯全体の所得が33万円+(国保加入者数+特定同一世帯所属者数)×5.1万円以下

※世帯(世帯主と国保加入者および特定同一世帯所属者)
※特定同一世帯所属者数…国民健康保険加入者が75歳になり、後期高齢者医療制度に移行した後も75歳未満で引き続き国民健康保険加入者がいる世帯の場合、移行した後期高齢者医療制度加入者数

令和2年度の国民健康保険税

国民健康保険の加入者は、構成年齢が高く、医療技術が高度化するなどにより、医療費が年々増加しています。その一方で、医療費を賄う国民健康保険収入の確保が難しく、財源不足が続いています。この不足を補うために、市の一般会計から繰入金という形で多額の赤字補てんをしており、一般会計からの繰り入れは、市民サービスに大きな影響を与えます。平成30年度からは、都が財政運営の中心的な役割を

担うことになり、市に納めていた国民健康保険税を都へ納付することになりました。この都へ納付する金額に対し、市の国民健康保険税収入額が不足することから、令和2年度の国民健康保険税の税率等を改定しました。(表1参照)
また、地方税法施行令の一部改正に伴い、国民健康

保険税課税限度額の引き上げと国民健康保険税が減額となる対象世帯を拡大しました。(表2参照)
令和2年度の国民健康保険税の納税通知書は、7月初旬に世帯主へ送付しますので、納め忘れのないようお願いいたします。
お問い合わせ 保険年金課資格課係